

佐々木教悟編

## 『戒律思想の研究』

平川 彰

本書は佐々木教悟博士が中心になって企画された文部省の科学研究費による総合研究「アジアの佛教における戒律思想の展開に関する研究」の研究成果に、五名の学者の研究論文を加えて公刊されたものであり、全部で二十一編の論文を収めている。さらに巻末に「戒律思想に関する研究文献」として、欧文・和文の戒律に関する著書・論文のリストが収載されている。

本書の特徴は、原始佛教から日本の鎌倉佛教まで、チベットや韓国の佛教をも含めて、巾広く佛教の戒律思想が多方面から研究されていることである。これは多年に亘って戒律思想を研究せられた佐々木教悟博士にして、はじめて可能な企画であると考ええる。一般には「戒律の研究」と言っても、佛教の狭い部分に限られた成果しかまとめることができない。一人で研究しうる範囲には自ら限度があるからである。そのためにこれまで

には、佛教全体に関する戒律の発展をまとめた業績は見当らないようである。本書は、佛教史のこの欠けた点を補うものであり、学界に対する大きな貢献である。これは戒律研究を専門とする多数の学者が協力して、本書の成果をまとめたためであり、総合研究の手法がよく生かされている。しかし本書は概説書ではなく、一篇一篇がそれぞれ精緻な研究成果であるから、概説書のような意味での戒律思想の歴史的展開を示そうとしたものではない。しかし佛教史の重要な部分の戒律思想が研究されているから、それらの研究を精しく理解することによって、佛教の戒律思想の展開を把握することができる。そういう細かな点にも配慮が行きとどいている。

本書の二十一編の論文は、若干のグループに分類されてはいないが、大体インド・中国・日本の順序に配列されている。最初に原始佛教・上座部の戒律が佐々木教悟博士によって書かれ、次にマヌ法典・ジャイナ教の戒律等の外教の戒律が示されている。ついで大乘佛教の竜樹・中観派・瑜伽行派の戒律観が述べられ、次に中央アジアの律典、インドチベットの密教、ツォンカバの戒律思想等が研究されている。それに続いてラオス・タイ・セイロンの戒律事情が考究されているから、これらでインドを中心として、中央アジアからチベット、南海地方の佛教が取上げられていると言うことができる。次に維摩経の戒律が取上げられているのは、中国佛教とのつながりを示そうとしたものであろうか。ついで天台・道宣・禅等、中国の戒律思想を示し、さらに韓国佛教の戒律、ついで日本佛教の戒律思想が研究

されている。

ここにはこれらの論文の内容を細大漏らさず紹介することは不可能であるので、それらの研究の特徴の一端を示して、書評に代えることとした。

## 二

第一の「インドおよび東南アジアの佛教における戒律思想」の佐々木教悟博士の論文は、原始佛教からアショーカ王、さらに部派佛教から南方佛教の戒律思想を、律と同時に戒思想の側面をも重視して説明したものである。とくに戒の「自制と調御」の性格が注目されており、原始佛教を「自制の宗教」と特色づけている。さらに戒律思想に含まれる慈悲や恩の思想が検討され、セイロンに伝えられた上座部の佛教が、ビルマ・タイ等に伝わり、清純な戒律佛教として伝承された歴史的展開が詳しく述べられている。

第二の雲井昭善博士の「バラモン法典と社会的背景の考察」は、マヌ法典はバラモン種姓の利益を擁護する法典であることを注意し、その立場から法典が製作されていることを明らかにし、マヌ法典の「法」には、一般の法律書に説かれる民法や刑法等に相等する法も含まれるが、それらは全体の三分の一に過ぎず、さらにバラモンの「四住期」の義務を規定した部分や、宗教的な贖罪、輪廻と解脱など、バラモンの宗教哲学に関する叙述に大きなスペースを割いていることを示し、この法典がヴェーダ以来の天啓聖典に基いて作られたものであることを論証

している。マヌ法典の法は、法律的意味よりもバラモンの実践すべき「宗教的義務」の意味が強く、バラモンこそ「法の具現者」であると主張されている。このような立場で、マヌ法典の法の意味が検討され、現代までもその内容が改変されない理由が明らかにされている。

マヌ法典は、古くよりインド人の生活を強く規制してきた法典であるが、同時にインド文化の伝播と共に南方アジアにも伝わり、それらの国々の法律にも影響を与えている。佛教の十善戒のもとになるものも現れており、佛教との関係も今後さらに研究されるべきものであろう。

第三の長崎法潤教授の「ジャイナ教の戒律——佛教との関係を中心にして——」は、ジャイナ教の禁戒と佛教の五戒・八齋戒等との関係を研究した論文である。佛教とジャイナ教とは同じく、中インドに興り、相互に影響を与えたが、とくにジャイナ教の成立が古いために、ジャイナ教から佛教への影響が説かれる。本研究においても、ジャイナ教の五大誓・五小誓が検討され、さらにその補助的役割を果す三種の徳禁戒と四種の学禁戒とが検討されている。これらによってジャイナ教の禁戒が解明された点多大である。そしてこれらと佛教の五戒・八齋戒との関係を検討し、佛教の五戒・八齋戒がジャイナ教の戒律に影響されて成立したことが指摘されている。

ジャイナ教の戒律は、さきには金倉圓照博士が広く研究され、さらに松濤誠廉・奥田清明氏等が研究を発表されたが、ここに本研究を加えて、手薄なこの方面の研究が充実したことは喜ば

しい。ジャイナ教の古い時代の研究は、文献の近づき難い点に困難がある。著者はジャイナ教の古い文献をも利用されたが、細部については、金倉博士が西暦五六世紀頃の人と判定されたウマースヴェーティの『タットヴールターディガマ・ストトラ』に依られた点もある。ジャイナ教の戒律が佛教に影響を与えたというためには、ジャイナ教の文献が佛教の文献よりも成立の古いことを論証する必要があると思うが、この点が最も困難な問題である。或いはまたパールシュヴァはマハーヴィーラより二五〇年以前の人と言われるが、しかし果してその頃すでにアーリヤ人が中インドに政治的文化的基盤を確立していたであろうか。この点もジャイナ教を理解する上の問題点である。或いはジャイナ教の五大誓の第五は「無所有」であるが、佛教は出家者と雖も三衣一鉢（着物と食器）を所有するから「無所有」の戒律は受持できない。ジャイナ教でも、裸体で、手で食物を受ける空衣派の比丘は、無所有を実行し得たであろうが、しかしそれでも後世にはマスクの布や地を掃う「ほうぎ」などを持っていたようである。この点は「無所有」の戒律とどう関係するか。いわんや白衣派は衣を所持していたのであるが、これでも「無所有」の戒律を受持できたのであろうか。その外にもジャイナ教の戒律には、われわれに判らない点が多い。ジャイナ教の戒律は、原始佛教を研究する上からも重要であるので、本研究につづいて新しい研究が発表されることを期待したい。

第四の瓜生津隆真教授の「龍樹における菩薩思想と戒」は、『菩提資糧論』を中心として、『十住毘婆沙論』『宝行王正論』

『勸誡王頌』等を参照して、竜樹の菩薩思想と戒の理念を研究したものであり、同氏の平素の研究の一端を発表されたものである。『十住論』の中に説いている「助菩提の中に説く」「助道経の中に説く」等が『菩提資糧論』中の文の引用であることを指摘し、或いは「声聞地・辟支佛地に墮するのは、菩薩の死と名づく」という『十住論』の偈が、『菩提資糧論』に由来すること等を指摘し、両論が共に竜樹の真撰であることを論証された点などは貴重な研究成果である。竜樹の『六十頌如理論』や『菩提資糧論』等は、従来あまり研究されなかったが、瓜生津氏によってこの方面の研究が開拓され、竜樹理解に新しい展望が開けたことは慶賀に堪えない。『菩提資糧論』では、菩薩行として六波羅蜜と慈悲が重要視され、無我の利他行をなすことが、菩薩の戒であり、それは慈悲の心に貫かれ、智慧に基いていることが指摘されている。大悲と智とが、菩薩を出生する母であるが、般舟三昧は父、無生法忍は母とも説かれ、菩薩が佛道を行じて中断せず、必ず成佛に至ることを「如来の家に生れる」となす等、種々の側面より菩薩思想が明らかにされている。さらに『十住論』と『菩提資糧論』とに、懺悔・勸請・随喜・廻向の菩薩行において、密接な関係のあることが指摘されている。

『十住論』には出家・在家の菩薩の戒についての詳しい説明があり、それと若干の大乗経典とは極めて密接な関係が見られる。さらにそれが『菩提資糧論』や『宝行王正論』等につながらっていく所に、竜樹研究の新しい視野が開けている。この方面

に關する著者の研究の完成を期待したい。

第五の小川一乘氏の「中觀説における戒律——月称造『入中論釈』第二章「戒波羅蜜多」の解説研究——」は、月称の『入中論釈』の第二章の解説と研究である。十地經の第二地は「離垢地」であるがここでは専ら十善業道を明している。月称の『入中論』第二章はこの離垢地の註釈であるから、ここに月称の大乗戒すなわち戒波羅蜜の理解が示されている。小川氏の厚重的な翻訳と研究とは、本論の研究に大きな貢献をするものである。中觀の戒思想の研究に著者が『入中論』の第二地の註釈に著目されたのはたしかに炯眼であるが、同様に金倉博士の翻訳されたシャーントンティデーヴァの：“Bodhicaryavatara”なども、中觀派の戒思想の研究に豊富な資料を提供するものであろう。さらに『大乘集菩薩學論』やチベット訳にある『經集』なども關係があるのではなからうか。さらに“Bhavanakrama”も中觀の戒律を知る上で、検討の余地があるように思われる。かかる文献については、若い学者の研究を切に期待するものである。第六の武内紹晃・芳村博美氏による『瑜伽行學派における戒——撰大乘論増上戒學分——』は、『撰大乘論』に説く「増上戒學」の研究である。『瑜伽師地論』の「菩薩地」に六波羅蜜が説かれており、その中に「三聚淨戒」や「菩薩戒」が説かれていることは有名であり、古来よりよく研究されているが、『撰大乘論』の三學の研究は寡聞にして知らない。それだけに本研究は貴重な成果である。瑜伽論と大乘莊嚴經論との關連において、撰大乘論の戒思想が検討され、その「出家者の優位」が注

意されている。そのあとに、『撰大乘論』の「増上戒學分」が世親釈を加えて、チベット訳より和訳されている。

第七の井ノ口泰淳教授の「中央アジア出土の律典」は、敦煌出土の漢訳佛典中の律典の研究である。スタイン蒐集本より四部の律典、北京本中より同じく四部の律典を索搜し、それらの内容を検討し、あわせて「s七九七v」と、「北京蒐集、壹九七」とに書写されている「十誦比丘戒本」を転載している。写本を清書して、活字体で示されたことは、本書の解説を容易にするものであり、本書の研究に格段の便宜を提供するものである。この「敦煌本有部戒經」については、私もかつて論じたことがあるが（『律藏の研究』一六一頁以下、これは「衆學法百七条」を持っており、『十誦比丘戒經』の「衆學法百十三条」とは系統が異なる。これはかなり古くから中国に行われていた戒經である。さらにこの「敦煌本有部戒經」（s七九七）の表側に『十誦律』が書写されていることは、井ノ口教授が指摘しておられるが、この点についても、私はかつて論じたことがある（『敦煌寫本十誦律の草稿訳と敦煌への伝播』、『岩井博士古稀記念論叢集』収載）が、これは『十誦律』の卷二七と卷二八との二卷分に相當する部分の草稿訳である。私がこれらを研究した時には、敦煌本の全貌は窺い得なかったが、現在は凡てマイクロフィルムで利用できるようになった。今後、敦煌本の律典の研究についても長足の進歩が期待される。

次に高田仁覺教授の「インド・チベットの真言密教における戒律」は、真言密教の戒律を、『蘇婆呼童子請問經』に説く「在

家・出家共通の禁戒」と、さらに密教の戒を、在家の律儀と出家の律儀とに分け、出家の律儀を、波羅提木叉の律儀・菩薩の律儀・持明の律儀(三昧耶戒)との三種に分けて考察した論文である。密教の戒律をこのように纏めて論述した研究は、寡聞にして知らないもので、密教の戒律理解に寄与する点多大である。

大乘佛教と共通の戒と、密教独自の戒とが明快に示されている。第九の釈舎宰紀氏の「ツォンカバ教学における戒律(その序説)——菩薩戒を中心として——」は、ツォンカバの伝記を指南として、彼の戒律観の特色を示し、とくに瑜伽論の菩薩戒に示す「菩薩戒」と、それに対するツォンカバの「積」とを比較対比して示し、論と釈との相異点を八項に分けて示し、問題点を詳しく考察し、ツォンカバの菩薩戒の特色を示している。とくに懺悔の思想が強い点が注目される。『ウパーリ所問経』に説く「三十五佛」の昼夜悔除を説き、「三聚経の読誦による滅罪の悔過行」が説かれる点などは、菩薩戒の正道を受けているもので、注目される。ゲールクパは古来戒律重視の点で有名である。その戒律には勿論「波羅提木叉の戒」も含まれるわけであるが、その点では徳光の『ヴィナヤストラ』や、その『広積』などが重要であろう。これらの研究によって、ツォンカバの戒律観が全体として明らかにされることを期待するが、ともかく本論文によって、ツォンカバの菩薩戒が具体的に説明されたことは、学界にたいする大きな貢献である。

第十、吉川利治教授の「ラオス、東北タイの慣習法に見られる佛教戒律」は、ラオス、東北タイ地方の慣習法に影響してい

る佛教の戒律を研究したもので、われわれには、新しい興味ある研究である。佛教が民衆や国法にどのように影響しているかを戒律の側面から研究したもので、貴重な成果である。地域研究は言語の障害などがあるためになかなか行われ難いのであるが、著者が「ラオス語の古代法典」という未開拓の部分における佛教の在り方を開拓して下さったことは、佛教の土着化を理解する上からも貴重な成果であり、今後この種の研究が盛んになることを期待したい。ラオスの古代法典の「法典」(Thammasaḍ)は“Dhammasāstra”の意味であるというが、これは「マヌ法典」(Dharmasāstra)と何等かの関係があるであろうか。

次の橋堂正弘氏の「Katikāvata—Dambadeni Katikāvataの比丘の教育—」は、バラークラマバーフ二世がダンバデーニで制定した「寺院の規約」についての比丘の教育の研究である。Katikāvata はセイロンに特殊なもののようにであるが、これは寺院運営の規約で、国王がその規約の実施を保証したのもあるが、僧伽が独自に制定する場合もあるようである。橋堂氏の研究は、Parakramabāhu II (一二三六—一二七〇)が、当時の僧伽の代表者を王都に招集して作らせた僧伽運営の規則の中から、比丘や沙弥の日常生活の規則や学習に関する部分を研究したものである。規則の内容は、律典中の戒律や阿含経中の戒に関する教説等に依拠した規則から成っているが、セイロンの特殊事情に基く規則も認められる。Katikāvata はセイロン佛教史の研究に重要な意味を持つが、佛教の戒律の研究にも重要な

資料となる。若し同種のもがビルマやタイ国の佛教等にも存在するならば、それらも併せて研究することが望ましい。現在、パーリ佛教の研究は盛んであるとは言えないが、その大きな理由の1は、新資料が開拓されないことである。新しい資料が紹介せられれば、研究者も増えるであろう。その意味でも橋堂氏が、日本にあまり知られていない *Katiharva* を研究せられたことは大きな意義があると思う。今後この種の新資料が紹介されることを期待したい。

第十二、三桐慈海教授の「維摩経に見られる戒律」は、維摩経の「弟子品」に説かれる「優波離の戒律観」（これは維摩によって呵責せられたものであるが）と、「佛国品」に説く「持戒は是れ菩薩の浄土」として示す「十善道」について検討したものである。維摩経は、教授も言われる如く「空」を説く経典であるために、積極的に戒律を説く点は少ない。その点に著者の苦心があったと思う。「扶律談常」を説く涅槃経などとは異なるのであり、大乘経典の戒律を取上げるならば、「有」を説く系列の経典を論議すべきであろう。空を説く大乘経典では、「破戒の罪の空」が重要な課題になっているように思う。その点では、親殺しの罪に怖れおのく阿闍世王がよく題材にされている。殺父・殺母の大罪を犯した阿闍世ですら「空観」の深達によって、罪から脱しようという理解である。この問題は大乘の涅槃経で最後の解決を与えようとしているのであるが、それ以前の大乗経典にも種々の形で現れている。（無量寿経でも「二十四願経」には出てくる。）今この維摩経でも、著者も指摘されているよう

に、優波離を呵責した維摩によって、破戒を犯して罪に陥って悩む二比丘にたいして、罪の空が説かれているのである。

### 三

第十三、福島光哉教授の「智頭の戒律思想——性罪をめぐる問題について——」以下の九篇の論文は、中国・韓国・日本の佛教の戒律に関する研究である。しかしすでに与えられた紙数も超過したし、これらは評者の専門外の分野でもあるので、簡単に題目を示すにとどめたい。福島教授の論文は、天台の『摩訶止観』の「持戒清浄」等の説を中心として、天台の大乘戒の特色を考察し、十善を中心とする性戒と、それを破る性罪にたいする厳しい反省と、それに関連する天台の懺法を考察したものである。

次の大沢伸雄氏の「道宣の出家学仏道観——四分律行事鈔沙弥別行篇を中心として——」は、中国では「出家」すなわち沙弥になることをもって、国家が正式の出家者としての特権を認めただので、『行事鈔』の「沙弥別行篇」を中心にして、道宣の出家観や教判論を解明した論文である。

第十五、沖本克己氏の「清規研究ノート」は、中国禅宗において「清規」が成立するに至るまでの経過を、馬祖道一を中心にして、禅宗教団の発展や戒律観の変化を、豊富な資料によって跡づけた論文であり、六祖慧能の位置なども見直しを迫まれる力作である。とくに衡山が禅宗発展の原点である点に注目している。

第十六、水谷幸正教授の「韓国仏教における戒律思想」は、李朝以後の佛教沈滞期における曹溪宗の戒律を、大隱朗許を中心にして研究した論文であり、これまで欠けていた韓国佛教の一面を解明した労作である。とくにその受戒作法が具体的に明らかにされておき、貴重な成果である。

次の木村宣彰氏の「多羅戒本と達摩戒本」は、中国佛教における十誦・四分の研究史、ならびに大乘菩薩戒の展開を述べ、終りに元暉の『菩薩戒本持犯要記』によって、「多羅戒本」とは「修多羅戒本」の意味で梵網戒を意味し、「達摩戒本」は「阿毘達摩戒本」の意味で、瑜伽戒の意味であることを論証している。

第十八、名畑崇教授の「日本古代の戒律受容——善珠『本願薬師経鈔』をめぐる——」は、善珠の『本願薬師経鈔』によって、奈良時代から平安初期のわが国の戒律佛教の実態を解明した論文である。「薬師悔過」の具体的内容が明らかにされている。釈迦・文殊・弥勒を三師とする「一日一夜の八斎戒」受授の実際とその意義が解明されており、わが国古代の戒律観を示す貴重な資料である。

次の白土わか教授の「最澄における円戒形成の問題」は、最澄の戒律観は、その梵網戒を自性清浄虚空不動戒と理解する立場と、法華経の安樂行品の一乘観とを総合して成立していることを論証した論文であり、最澄の戒律思想理解に新局面を打出

している。

第二十、坂東性純教授の「親鸞の戒律観」は、親鸞の罪業観、非器の自覚の中に、「非僧」とともに「非俗」を標榜した「戒の自覚」があったことを明らかにしている。

最後の川口高風氏の「坐具顯正録をめぐる論争——諦忍律師の坐具・袈裟色の考察——」は、八事山の諦忍の著わした『坐具顯正録』と、これを破斥した震純の『彈諦忍破靈芝草』とを比較研究して、諦忍の主張に傾聴すべき点もあるが、その行き過ぎた主張のある点を明らかにした論文であり、わが国近世の戒律の研究と理解とが極めて程度が高かったことを明らかにした好論文である。

以上、本書は内容が豊富であるために、その内容の紹介すら十分には出来なかつたが、インドから日本までの戒律思想が巾広く明らかにされており、佛教の戒律解明に果した功績は大きい。特に戒律実践の具体的事実を明した研究が多く、戒律理解に貴重な成果である。なお巻末に戒律研究の著書ならびに論文のリストが添えられており、その調査もよく行きとどいている。研究者を裨益する点多大である。めんどろな調査に従事された方々に感謝の意を表したい。

(昭和五六年一〇月、平楽寺書店、A5版 六二八頁 索引・戒律思想に関する研究文献 七四頁。九五〇〇円)